

第 7 5 7 回教育委員会会議録

平成 2 7 年 1 月 2 0 日、御殿場市教育委員会 1 月定例会を御殿場市役所第 5 会議室に招集する。

1. 出席した委員

1 番委員 小 見 山 司 朗	2 番委員 勝 又 英 和
3 番委員 勝 又 將 雄	4 番委員 福 島 東
5 番委員 岩 瀬 こずえ	

2. 番外に出席した者

教育部長	教育総務課長
学校教育課長	社会教育課長
学校給食課長	西学校給食センター所長
学校教育課課長補佐	教育総務課副参事

教育委員会事務局職員 教育総務課副参事
教育総務課主事

教育委員長	ご苦労さまでございます。本日は、全員の出席をいただいておりますので委員会は成立いたします。
-------	---

教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。
-------	---------------------------------

開 会 午後 1 時 3 0 分

教育委員長	本日の委員会は、事前にお手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。
-------	---

教育委員長	それでは会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
-------	--

(異議なし)

教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 2 番勝又英和委員と 3 番勝又将雄委員にお願いいたします。 次に会期であります。本日 1 日間といたします。 なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしく願います。 初めに当局から一言願います。
-------	--

教育部長	今年初めての教育委員会ということでご苦労様でございます。年度末も迫ってまいりましたが、来年度予算のほうも先週市長の査定を終え教育委員会の予算もほぼ出来上がりました。これにつきましては次回また報告をさせていただきます。 本日は報告件目が 3 件、議案が 3 件ございます。よろしく願います。
------	---

教育委員長	<p>それでは議事に入ります。初めに報告第1号「市議会12月定例会における一般質問について」の説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>それでは、市議会12月定例会における教育委員会関係の一般質問に関しまして報告をさせていただきます。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>今回は4人の議員の方から大きく5点について質問がされました。その概要につきまして説明させていただきます。</p> <p>まず1人目は、黒澤佳壽子議員から「御殿場市の発達障害児の支援施策について」質問がされました。質問のポイントは大きく4点ございます。</p> <p>1点目の発達障害児の現状についての質問に対する答弁では、通常学級において特別な教育的支援を必要とする児童・生徒数は年々増加傾向にある。また、特別支援学級に在籍する児童数をみると、小学校では知的障害をもつ児童は増加傾向である。特に目立つのが自閉症等情緒面に障害を持つ児童が小学校において増加をしている、と答弁をいたしました。</p> <p>2点目の特別支援教育に関する施策につきましては、補助員の配置や教職員への指導・支援、また就学指導、施設整備の充実をはかっていくと答弁をいたしました。</p> <p>3点目の特別支援教育の捉え方、重要度につきましては、教育委員会としては様々な教育方針・計画の中で重要施策の柱に位置付けていると答弁いたしました。</p> <p>最後に4点目として、自閉症・情緒学級について、小学校では3校に5学級あるが、中学校では富士岡中学校のみとなっている。今後中学校の増設が強く要望されている中で当市の対応は、という質問に対しまして、現在特別支援学級検討委員会を組織して検討中ですが、要望を真摯に受け止め今後中学校の増設を視野に県へ申請していきたいと答弁いたしました。</p> <p>次に3ページをご覧ください。2人目ですが、勝間田博文議員から、教育振興基本計画の策定について質問がされました。大きく3点ございます。</p> <p>まず1点目の、現状においてどのような方針、計画に基づいて教育施策が進められているかという質問に対しまして、教育基本法に基づき総合計画やグランドデザインを策定し、御殿場市独自の教育を推進している。その柱として豊かな感性・確かな知性・健やかな心身を3本柱に教育施策を進めていると答弁をいたしました。</p> <p>2点目の、国が法改正を行う中で求めている教育に関する施策の大綱と教育振興基本計画の関連性、またその策定についてどのよう</p>

に考えているのかという質問に対し、大綱・基本計画とも方針・目的は同様で非常に関連の深い同一的な物と捉えている。策定義務となっている大綱については、今後当市が策定する総合計画をもって大綱に位置づけ、努力義務となっている教育振興基本計画については平成28年度中に策定を完了したいと答弁いたしました。

次に3点目の教育振興基本計画の策定にあたり、教育の独立性、平等性の堅持について教育委員会としてどのように捉えているのかという質問に対しまして、教育委員会が自らの方向性を明確にした上で、市長部局とも連携をはかりながら教育の独自性・平等性を堅持していくと答弁いたしました。

次に3人目でございますが、高木理文議員からいじめ防止基本方針の課題について質問がされました。

まず、教職員に子どもと向き合う時間をいかに保障するのかという質問に対しまして、子ども達との信頼関係作りが重要となる中で、教師の意識改革、学校事務の効率化、また学年事務加配や多人数学級などへの支援を行っていく。さらに今年度立ち上げた教育指導センターを充実機能させ、教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保していく、と答弁いたしました。

次に重大事態に対する対応についての質問に対し、重大事態が発生した時は、当市のいじめ防止基本方針に基づき行動し、速やかに調査を行い、関係者に対して適切に情報提供を行う。被害生徒・加害生徒とも人権を尊重したうえで、学校を中心とした組織での指導・支援を進めていくと答弁いたしました。

次に5ページをご覧ください。平松忠司議員から大きく2点の質問がされました。

まず1点目は、小・中学校における教育支援事業についての質問です。当市の教育支援事業の概要につきましては教育相談員の配置や、外国人児童・生徒に対する支援、特別支援学級への支援員の配置など大きく6つの教育支援事業を実施している。これらの教育支援事業は着実な教育効果、実績をあげており、今後についても教育指導センターの強化と合わせ、特に特別支援学級への補助員の配置や学校事務補助の配置など充実をはかっていく、との答弁をいたしました。

2点目の小中学校職員の安全衛生管理の質問に対しましては、教職員の勤務状況が非常に厳しい状況にある中、校長会において多忙化解消の取り組みを促すことや、教職員の健康管理の一層の徹底を図る、また様々な教育支援事業を強化し、教職員の授業づくりのための時間を確保する。さらに今後、労働安全衛生管理体制を充実させるために、当市における安全衛生管理規定の整備を進めて行く、

	<p>との答弁をいたしました。</p> <p>以上が12月議会において提案されました、4人の議員によります一般質問の概要であります。報告とさせていただきます。</p>
教育委員長	<p>ただ今、報告第1号について教育部長から説明がなされましたが、教職員の勤務状況等について教育長からもし何か補足等あればよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>補足説明させていただきます。</p> <p>今の説明の中で最後の所、小中学校の教員に関する勤務の実態に関しましては教育委員の皆さんからも既に同様の指摘がなされた部分がありまして、これについては今動いているところがありますので、その辺りも含めてお話させていただきます。お手元の補足資料をご覧ください。</p> <p>1つは、御殿場市だけの問題ではなく国や県など大きなレベルでの問題もありますので、基本的なことを申し上げますと、教員の給与調整額というものによってサービス残業的なものが無くなるという考えがありまして、そこから大きく問題が発生しているというのは毎回指摘されているところでもあります。</p> <p>この根拠が何かというと、昭和41年の教職員勤務実態調査というものがありまして、その時に残業時間が約8時間というデータが出たのを根拠に4%の調整額を設けております。これによって教員は土曜日でも日曜日でも勤務時間外という発想では無しに動いてしまっているという実態があります。対して平成18年度に同様の指摘を受け調査が入った時に、残業時間が35時間と大幅に時間外の勤務が増えておりましたが、これに対して給与等の見直し等は行われておりません。以来、法的に勤務時間外ということで勤務を命じられるのは学校行事・生徒の実習・職員会議・非常災害、という児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合という限定4項目については時間外勤務を命じられるということになっております。</p> <p>つきましては、多忙感と多忙の区別を周知しながら自覚をさせ、学校関係の自主努力と同時に行政が出来ることという対応を考えなければならないということから、平成18年の残業時間の実態調査として最も多かったのが成績処理、次に部活動・クラブ活動の指導、授業準備、事務・報告書作成、学校経営という項目が当時の調査で出ています。</p> <p>これを受けて緊急に御殿場市の場合で言いますと市の校長会の中で実態調査としまして、1週間の勤務時間内における活動の仕方の中で、特に放課後における活動の自覚と同時に実態を調査するというので、先行的に市の校長会長である西中学校で1週間</p>

	<p>先行実施して、これが上手くまわるようであれば市全体で行うということで、1月下旬から2月上旬にかけて調査を行っていきます。この結果に基づいて行政として出来ること、学校現場で改善できることを整理して今後の研究課題とするということになっております。</p> <p>ここまでが現状行っている対応の進捗状況ということで補足説明とさせていただきます。</p>
教育委員長	<p>ただいま補足説明までなされましたが、本件について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員	<p>先程ご説明をいただきました特別支援学級に関しまして2点お尋ねしたい事がございます。</p> <p>まず、資料から小学校は3校で5学級、中学校では1校1学級ということで、小学校は6学年に対し中学校は3学年という差もありますが、中学校に上がる時点での就学指導はどのような指導をされているのかという状況をお伺いいたします。</p> <p>もう1点ですが、中学校は富士岡中学校1校ですが、富士岡中学校は御殿場市における地域性を見ても最も南に位置しており、どちらかという市との境に近い立地条件になっていると思います。黒澤議員の質問にも送迎の負担を危惧されているところもございまして、やはり市の境にある学校にしか無いというのは保護者に対して負担を強いている部分もあるのではないかと考えられます。現時点で特別支援学級を他の学校へ拡大していくような可能性についてお尋ねしたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>まず就学指導の状況ですが、知的学級に関しましてはそこまで大きな動きはありませんが、自閉症・情緒の子どもについては中学校になると希望者がかなり減ると考えられます。自閉症・情緒学級に在籍する子どもたちというのは、知的な遅れが無く情緒障害等を抱えている子どもたちです。ですので、小学校の特別支援学級において情緒のコントロールの仕方が身についていたり対人スキルが身についていたりした場合、中学校で通常の学級に戻る場合が多くなっております。</p> <p>また、就学指導の過程で、小学校から中学校に上がる時点で行いますが、中学校卒業後の進路を考えた場合に情緒の特別支援学級からその上の学校への進学は非常に難しくなっております。特に特別支援学校へは行けないという事もあり、かといって普通高校への進学も中々厳しいという状況もありまして、そのあたりも加味して通常の学級へ戻る、と考える場合も多いと思います。</p> <p>それに中学校の場合は教科担任制です。小学校の場合は情緒学級</p>

	<p>の子どもたちにも他の子どもたちと同じような教育内容を実施しますが、中学校の場合は、例えば国語の先生が数学を教えるわけにはいかないのが交流がやっかいなところもあります。授業数等にも問題があるのではないかと思います。</p> <p>以上のような内容を小学校高学年の段階から保護者の方と十分相談させていただき、子どもたちが将来どうやって生きていくかという話まで踏まえて中学校の特別支援学級の見学等や、就学相談を行ったり直接見に行っていたりしております。できる限り、中学校のことだけを考えるのではなく、その先を見据えるような形で就学指導を進めております。</p> <p>2点目ですが、情緒学級が富士岡中学校にしかなく市の南側に位置しており、送迎等の負担になっている面があるというのはその通りだと考えております。これは実は発足当時情緒学級を必要としている子どもが富士岡中にいたということから動き始めております。その子の為に動き始めたもので、その後もあまり点々と動くわけにもいかないものですから、富士岡中学校に配置されております。人数の問題もそうですが、通学上の難しさは課題として考えております。</p> <p>先ほど話にも出ましたが、教育委員会としては特別支援学級の開設について検討委員会を立ち上げ実際に動いて検討しているところです。やはり中学校で増やしていく必要があるのではないかと、小学校においても集中している学校もあるので新設・開設あるいは特別支援学級の学区自体の見直し等も進めて行きたいと考えております。</p>
教育委員	<p>3点ほど伺わせていただきます。</p> <p>1つは、教育長から補足説明もありました教員の勤務状態につきまして、以前より地区の住民からも勤務状態について遅くまで働いていて大変ではないかという話もあり教育長にもお話を伺ったのですが、先ほどの説明では現場サイドの取り組みについてご説明をいただきました。大元の国は実態調査を行い、文部科学省はその調査結果について例えば県の教育委員会などへ改善点などの指導や助言があったのかをお伺いします。いくら現場サイドで出来る限りの努力を行っても、大元でその理解が無ければ変わっていかないのではないかと思いますので、分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思っております。</p> <p>2点目は先ほど説明があった中で、教育振興基本計画について御殿場市は策定するという話がありましたが、基本計画は学校単位でもありそれがグランドデザインという形で表れているかとも思っています。そういったいくつもの方針がそれぞれに定められた場合、基</p>

	<p>本計画の方針の位置づけがそれぞれに引き継がれていくのかが分からなかったものですから、事務当局の考え方をお伺いしたいと思います。</p> <p>最後に教育支援事業の中に外国人の英語指導者を配置する事業があるかと思いますが、国の教育改革の中で小学校からの英語教育という事が取り上げられているものですから、指導者の充実も併せて今後どのような形で小学校も充実を図っていくのか、その辺りの考え方をお伺いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>1つ目の教員の多忙化解消に関する国・県の取り組みに関してですが、特に私たちに伝わってくるのは具体的に県レベルですが、調査等をできるだけ減らすと言われているところです。</p> <p>また、部活関係については援助者等のリストを県から出しているところですが、多忙化解消というのは最近特に大きな取り組みとして取り上げていますが、まだそこに具体的にこういう事を行っていくというところまでははっきりしてはいないのが事実だと思います。調査を減らしていくとは言え、特別な調査は次々入りますし仕方のない部分も多々ありまして、調査に追われているというのも実状です。我々といたしましては出来る限り学校に流すのではなく、我々でできる調査は我々でやっっておろすと対応をしております。</p> <p>部活関係に関しましては、市町によっては部活の援助を外部に依頼するように動いているところもありますが、部活における教育的な効果も期待されることで、このあたりは校長会でも相談していきたいと思っております。実際に部活の指導者が足りないところにつきましては入ってもらって指導してもらっているところもあります。</p> <p>2点目の教育基本計画と学校のグランドデザインですが、基本的に教育基本計画は10年スパンなど長いスパンで組みますので、これを受けて市としてもある程度長いスパンで計画を作ります。それをさらに受けて学校のグランドデザインを作りますが、学校のグランドデザインは基本的に毎年見直しを行っていきますので、学校や地域の願いであるとか子どもの実態であるとか、それを常に組み入れながら毎年入れ替えていきます。</p> <p>ただ、例えば信頼できる教員を育てるとか、大きな方針についてはその方針を受けて行います。具体的には学校評価のアンケートの中に例えば信頼できる先生がいるという項目を国でも作り県でも作り学校でも作るというように、学校でも上の方針を活かして作っていく部分もあります。</p> <p>3点目ですが、現在中学校では英語学習と小学校の高学年で外国</p>

	<p>語活動という形で行っていますが、平成25年に改革計画というものが文科省から出されました。これの中身は小学校において外国語ではなく英語教育を拡充していく、中学校においては英語教育の高度化など2020年の東京オリンピックまでに英語教育を本格的にやるという事を強く言ってきています。それに備えた形で次の学習指導要領に英語教育が大きく入ってきます。学習指導要領の改訂も10年おきから早まるようです。</p> <p>具体的には今小学校5・6年生でやっている英語学習を3・4年生で行います。小学校5・6年生で英語教育を行うようになります。中学校においてはオールイングリッシュで先生が日本語を喋れないような授業を行うということになります。</p> <p>こういった中でALTの存在は非常に大きいです。これに向けて動いているのは、小学校の担任は英語の免許がありませんので、今は中心となる英語教育の推進リーダーを国に集めて3週間ほどの研修を行います。昨年御殿場市からも1人行きました。そして今度はそのリーダーが小学校の先生を集めて指導をしていく、というのを3年ほどかけて行い英語活動に備えていこうと考えております。</p> <p>中学校に関しては、今までのような指導力よりも、英語が喋れないと仕方ありませんので、ALTとの研修も進められていくと思います。</p>
教育委員	<p>いじめ防止基本方針の課題に関して質問させていただきます。御殿場市は全国平均と比べるといじめの件数が少ないと思いますが、子ども達にとっては万が一いじめに遭っていたとしても現実には言いにくいというところがあると思います。先生がいかに早くいじめを発見するか、また、子ども達に対しての定期的なアンケート調査等も必要になるとと思いますが、学校としての対応をお聞きしたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>いじめの発見というのは中々難しいところではありますが、今私達が出来る事としては、まず1つ目は先生が子どもたちに出来るだけ長く接し、その中で異常を見つけていく、子どもの様子を先生が細かく観察していくのが1つだと思います。</p> <p>2つ目として子どもの側から、特に本人以外の周りの子どもからうたえられるような教育をしていきたいと思っております。先生と子どもとの信頼関係ということになるかと思っております。</p> <p>3つ目は今言われましたようにアンケート等を定期的に行っていくつもりでおります。</p> <p>4つ目は先生には言えなくても子どもや保護者が第三者に言えるという学校での相談体制、社会教育課で行っていただいている電話相談や、場合によっては県でも取り組みを行っていることの情報</p>

	共有を含めた相談体制を整えていじめの発見に取り組みたいと思います。
教育委員長	他に何かございますか。他に質疑もないようですので、次に移ります。報告第2号「教育指導センターの拡充等について」の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>それでは議案書7ページ、8ページをご覧ください。平成26年度新設しました教育指導センターの運営状況と平成27年度におけるセンターの拡充、また最近非常に話題になっております学力学習状況調査の結果を踏まえた御殿場市の学力向上状況について説明をさせていただきます。</p> <p>まず教育指導センターですが、ベテラン教職員の大量交代期にあたりまして、ベテラン教員の減少と若手教員の増加の中で、教育文化、御殿場市が今まで培ってきた教育技術の確かな伝承をはかり、教職員の資質向上、維持をはかっていきたいということで発足しました。特に御殿場市の場合は若手教員と講師の割合が非常に多く、昨年9月の段階で産休・育休の教員が27名、経験年数4年以下の若手職員が小学校で38名と27.1%を占め、中学校で45名と32.6%に亘っています。講師の場合はベテランで力のある方もいらっしゃると思いますが、ここでの指導力向上ということがポイントであるということで政策的に大事にしていきたいと考えております。</p> <p>具体的にはセンター指導員が若手教職員の授業に実際その場に行き、授業や生徒指導に関し実態や状況に応じて支援をしております。研修会に集めて指導するというのではなく、実際現場に行き話をするというを行っています。合わせて、先輩教員として若手教員の相談相手になっております。同じ学校内の先生には言えない事も指導員には相談出来ているようであります。</p> <p>平成26年度は週2日の指導員と週1日の指導員の2人を雇用して訪問しております。週2日の指導員は通常の学級で小中学校16校41人を指導しました。週1日の指導員は特別支援学級に入り、7校9人を指導しています。合わせて指導員以外に中学校の英語、理科、家庭科、養護教諭という専門性の高い教科や職種については特別に外部から専門的な職能を有しているベテラン教職員OB等を派遣しました。若手教員、管理職から非常に高い評価を得ています。平成27年度には指導員を2人から4人に増員して訪問体制を整えていく予定です。</p> <p>2点目の学力向上に関しまして、学校毎に当然教職員の指導力の向上、授業改善を進めております。学校によっては計画性ということもあり、シラバスを保護者に配布し、指導の内容等を具体的にお知らせしているところもあります。</p>

	<p>それから、学力学習状況調査の形式に児童生徒が慣れるように準備をしています。各学校の結果分析については現在進めておりました、何が問題だったかを明らかにして保護者にも配布をしていきます。</p> <p>委員会としても学力向上委員会を行いまして、以前の教育委員会でも委員長が来て報告をさせていただいたとおりです。来年度もこの委員会は常設として進めていきたいと思っております。</p> <p>また、学力向上委員会のメンバーが市内16校全てをまわり、市内の教職員全員に足りない部分、指導の内容を伝えております。</p> <p>なお、平成27年度につきましては平成27年4月21日火曜日に小学校6年生中学校3年生で学力学習状況調査を実施いたします。特に平成27年度は理科が追加されるということで、国語・算数・数学・理科という形で実施される予定となっております。</p>
教育委員長	<p>ただ今報告第2号について内容説明がなされましたが、本件について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員	<p>今教育指導センターの拡充ということでご説明をいただきましたが、そこで確実に予算が増えてくるというところで、その為には平成26年度の総括といいますか、センターの運営が思ったとおり出来たのか、足りない点はこういったところなのか、来年度はどのような指導員の先生を採用しようと考えているのかをお聞かせいただければと思います。</p>
学校教育課長	<p>今年度の実績につきましては、指導員が毎回指導の内容などを記録した実績簿がございまして、それを読んでいきますと指導員の指導の様子や指導された側の様子が明確に伝わってきて指導の確かさが伺えます。</p> <p>また、アンケートを実施しまして回答を得ています。実際に指導を受け参考になったか、という問いに対しましては100%の人が参考になったと答えています。もう1点、指導員の指導で精神的な支えになったかという問いに対しては95%の人が支えになったと答えています。自由筆記欄では、自分が手探りで授業をやっている中で月に1回の指導員の指導は指導技術としても有難いし、困っていることを言えるのも有難いといった回答がございましたので非常に効果はあると考えております。</p> <p>来年度に向けてですが、指導員は確かな技術と教育哲学を持っていて、ある種のカリスマ性のような、この先生の言う事ならば、と思われるような方が望ましいということがございますので、退職された校長先生の中で力のある方や、現役時代に例えば国語な</p>

	<p>らこの先生と言われるような力のある先生をお願いをしているところでございます。</p>
教育委員	<p>今話を聞かせていただきますと、膨大な指導の記録を読むだけでもかなりの仕事量だと感じます。その辺りで今学校教育課長がセンター所長を兼務されていると思いますが、カリスマ性のある先生を所長に据えて、先ほど勤務状況の話も出ましたし、なんでもかんでも課長の仕事という形ではなく所長を設けるような充実というのも考えていただいた方がいいかと思います。1人で背負ってやるのもいい面もあるでしょうが、中々大変で出来なくなってきた時に困るのではないかと思います。これからは各学校に指導する先生を指導する役割も必要になってくるのではないかなと感じました。</p>
教育委員	<p>指導センターの拡充をはかっていくという事は教職員のサポートであるとか、子ども達の学力向上といった面で非常に有意義であると賛同いたします。実は私、教育委員を拝命するまで5階にあまり縁がありませんで、教育指導センターが5階の学校教育課内にあるというのでも知りませんでした。名前からしますとなんとなく別組織で別の場所にあるのかなという認識でもおりました。</p> <p>先ほどのお話にもありましたが、学校教育課内にあるということで今後の拡充を考えると学校教育課長の負担も増えるでしょうし、今後の展望というものがございましたらお聞かせ願えればと思います。</p>
学校教育課長	<p>センターにつきましては、他市町でも御殿場の状況を見て取り入れるよう動き出す自治体もあるなど確かな効果を上げていていると感じています。今年度はスタートということで先ほどお話したような状況ではありますが、今後は業務の拡大に伴ってやりきれなくなるというのが目に見えておりますので、組織をはっきり確立させていく、それからスペース的にも収まりきらなくなりつつあるので違うスペースがあればそちらへ移すという事も含め、そして別組織になるというよりは教育委員会の中で教育指導センターという組織をはっきり作り上げて、ご指摘もありましたように教育指導センターの所長も含めて作り上げていく必要があると思います、実際今その形について模索しているところであります。</p>
教育委員長	<p>他に何かございますか。他に質疑もないようですので、次に移ります。報告第3号「学校給食におけるノロウイルス対応マニュアルについて」の説明をお願いします。</p>
学校給食課長	<p>では別紙報告第3号、ノロウイルス対応マニュアルの17ページをご覧ください。最初に訂正がございまして、赤字の補足と書いてあります部分が「スチームアイ」で終わってしまっています</p>

	<p>が、「スチームアイロンなどで高温処理をする」、に訂正をお願いいたします。</p> <p>では、マニュアルの赤字部分が今回改正された部分でございます。御殿場市はノロウイルス・食中毒対策として平成23年6月に施行したノロウイルス対応マニュアルを学校給食課と現在の子ども育成課と合同で作成し、食中毒対策をとっております。</p> <p>そして、昨年1月に浜松市で起きた食中毒は記憶に新しいと思いますが、近年ノロウイルスを原因とする食中毒が増加しております。そのため、作成後3年が経過しより一層対応の強化を図るためマニュアルの問題点について話し合い、見直しを行ってまいりました。主な改正点は、2ページ目をご覧ください。下から8行目にあります定期検査の回数を増やしました。今までは県よりノロウイルス警報が発令されたら全員の検便検査を行ってまいりましたが、改正後はノロウイルスの食中毒が増加する10月から3月にかけてモニタリング検査を月1回、約10人に1人程度の検査を行います。その際、陽性者が出た場合は全員検査を行います。また、全員検査につきましては、警報発令に関係なく1月に実施することにいたしました。</p> <p>そして、食中毒用のO-157や大腸菌検査は今までどおり月2回実施してまいります。改正はノロウイルスがピークを迎える時にこまめな衛生チェックと県の食中毒警報の発令基準が見直されたため、警報の有効期間が1か月から概ね1週間となり、頻繁に警報が発令される可能性があるため、改正を行いました。</p> <p>また、検査で陽性が出た場合発症者は今までどおり特別休暇で自宅療養としております。今回の改正では、不顕性感染者、別名健康保菌者も同様の対応でしたが、健康保菌者は調理以外の仕事が可能なため、今回南給食センターの敷地隅にプレハブの隔離出来る小屋を設置し、3センター及び保育園の健康保菌職員などが業務を行えるようにいたしました。それによりまして、業務もスムーズに行えると考えております。</p> <p>以上が今回の主な改正点でございます。</p>
教育委員長	ただ今報告第3号について説明がなされましたが、本件について質疑を求めます。
(質疑)	
教育委員	ノロウイルスについて、御殿場市ではこういった対応マニュアルがありしっかり管理されているということで、子どもを持つ親としてはとても感謝しております。しかし、給食センターや学校での衛生管理も大切ですが、家庭でも気を付ける事が大切だと思います。ノロウイルスの警報が出た時、家庭での注意も含めて学

	<p>校から連絡があるのかどうか、ニュースなどによると給食が休みになるとの報道がされていますが御殿場市での対応はどのようなになっているのかを伺いたいと思います。</p>
学校給食課長	<p>まず警報が出た場合につきましては、学校給食課から保護者への情報提供は特にしておりません。しかし、学校給食課では、今年度は1月ですが、保護者の方にお渡ししております献立表の裏面を使いまして、ノロウイルスの発生が多くなる時期にはノロウイルス予防の為に石鹸で手洗いをする事の大切さを説明するような絵を付けた注意書きをしております。</p> <p>学校では保健だよりを出してございまして、その中で秋頃からノロウイルスの流行に備え予防を促すような注意喚起を行っていると考えております。</p> <p>給食が休むかどうかにつきましては、御殿場市では休んでおりません。給食は警報が発令されてもマニュアルに沿って消毒の濃度を変えて調理室などの洗浄を行い、感染予防用のマスクに替えるなどして感染予防に力を尽くしております。</p>
教育委員長	<p>他に何かございますか。他に質疑も無いようですので、報告を終わります。次に議事に入ります。</p>
教育委員長	<p>御教議第1号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について」、御教議第2号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会設置条例の制定について」この2つは関連がありますので一括で説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました御教議第1号及び御教議第2号につきまして、関連がございますので一括で説明をさせていただきます。議案書9ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>ご審議いただく案件は共に平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法と、同法による昨年10月に策定したいじめ防止に関する地域の基本方針となる、御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、市民総がかりでいじめの未然防止等に取り組むための組織を新たに設置するための条例です。</p> <p>詳細は担当者からご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくご説明申し上げます。</p>
学校教育課 課長補佐	<p>それではご説明申し上げます。議案書10ページをご覧ください。</p> <p>この協議会はいじめ問題につきまして、関係機関や諸団体との連携をはかるため組織するものでして、既に活動しております市内小中学校の生徒指導担当で構成され、小中学校別の問題行動の実態や対応策を検討する、御殿場市内小中学校生徒指導研修会を</p>

母体に設置いたします。この協議会では、いじめの実態調査及び研究に関する事、いじめ防止の推進に関する提言を行う事を所掌担当していただきます。

組織ですが、委員は知識と経験を有する者、学校関係者、関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命し、30人以内で組織いたします。会議は年間3回開催する予定です。

なお、委員の任期は2年と考えております。

11ページをご覧ください。この条例の施行日ですが、平成27年4月1日から開始としたいと考えております。報酬については、委員報酬を月額6,700円、委員長報酬を月額7,200円としたいと考えております。これに伴いまして、御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部を附則のとおり改正いたします。

次に、御教議第2号についてご説明申し上げます。議案書16ページをご覧ください。この委員会は公立の小中学校におけるいじめの防止対策を実効的に進める為に組織するものでして、御殿場市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための施策や、教育委員会が必要と認める事項を調査し審議する、いじめ防止対策推進法の第28条第1項に規定する重大事態の調査を行う、学校でいじめが認められる場合や、重大事態に該当しないいじめであってもその実態を調査し適切に対処する、という事項を所掌担当いただきたいと思いますと思っております。

組織ですが、委員は法律、医療、心理、福祉及び教育に関して専門的知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命し、5人で組織します。会議は年1、2回程度開催し、重大事態によるいじめが起きた場合はその調査機関として必要な回数開催したいと考えております。こちらも委員の任期は2年となっております。

17ページをご覧ください。この条例の施行日も先ほどと同様、平成27年4月1日からとしたいと考えております。

報酬ですが、委員報酬は月額10,000円、委員長報酬を月額11,000円としたいと考えております。同じく御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部を附則のとおり一部改正いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育委員長

ただ今御教議第1号、並びに御教議第2号について内容説明がなされましたが、本件について質疑を求めます。

(質疑)

教育委員	<p>2点ほど質問させていただきます。</p> <p>1点目は同じような条例が2つあがってきたわけですが、協議会と推進委員会の違いはどのようなところにあるのか、所掌事務は載っていますが例えばこれはいじめがあって学校側の対応や教育委員会の対応に問題があるからということで保護者が言ってきた場合について、その事案について協議や審査や調査を行うのが推進委員会なのか、協議会というのは関係機関の職員が集まって情報を共有して一般的な対策などを検討して提案するのが協議会なのか、その辺りを教えていただきたいと思います。</p> <p>もう1点は協議会の委員は30名ですが、これらの委員はどのような人を選ぶのか、推進委員会の委員は5名ですが条例を読むと専門職が挙がってくるのかと思いますがどのような人を選ぶのかお伺いしたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>協議会と推進委員会の違いは今委員が言われたとおりでいいと思います。日頃の情報交換や市内の対策等につきましては協議会で行います。それから、重大事態が発生したと見なした時に招集して進めて行くのは推進委員会と考えております。</p> <p>2点目の委員の構成に関しまして、協議会の委員ですが、これは今生徒指導研修会というのが行われておりましたこのメンバーが母体となりますので、小中学校の生徒指導担当や御殿場警察署の生活安全課長、御殿場市の家庭相談員、東部の児童相談所の相談員、御殿場市の青少年センター所長、保護司、主任相談員等で構成され日頃から活動を行っております。</p> <p>次に重大事態が発生した際の推進委員のメンバーですが、同じように専門的な方、法律分野では弁護士をお願いしたいということで静岡県弁護士会に依頼をしております。医療分野では医師ということで医師会に選任の依頼をしております、心理分野では市の臨床心理士に依頼を行う予定です。福祉分野については県の教育委員会に登録しているスクールソーシャルワーカーという福祉分野の専門家がおりますので、こちらに依頼を行う予定です。教育分野においては教育学部の大学教員ということで現在常葉大学に依頼を行いまして、選任が決まりつつある状況です。</p>
教育委員	<p>今の質問にも少し関連がありますが、2号議案の推進委員会に係る条例に関しまして、第2条第1項第2号で、規定する重大事態に係る調査ということで、先ほど課長からも重大事態が発生した時というお話がございましたが、この重大事態とは具体的にどのような事を想定されているのかお伺いしたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>重大事態というのはいじめ基本方針の中にはっきりこういったケースであるというのが明記されておりました、主に3点ござい</p>

	<p>ます。</p> <p>1点目はいじめによって子どもの生命・心身・財産に大きな被害が生じた疑いが認められる時とされております。例えば子どもが自殺をはかってしまった、精神疾患を患ってしまったとか、身体に傷を負った、金銭を取られたといった時が1点目です。</p> <p>2点目はいじめが原因で長期の欠席が生じた時です。</p> <p>3点目は少し曖昧ですが、子どもや保護者がいじめられて重大事態に至ったと強く訴えた、そういった申し出があった時となります。これは1点目や2点目にかぶった形でもありますし、1つこういった方向を出しておいて保護者からの訴えに対応出来るような形をとっていると捉えています。</p>
教育委員	<p>今の3点から見ますと、だいたい全てのケースで何かしらいじめというものが発覚した時点で重大事態となるという認識を受けます。最近新聞報道等でも話題になっておりましたが、どこかの校長先生が失言をしたということで騒ぎになったこともあります。1点目で生命という話が出ましたが、金品という話も出ました。自殺や怪我、生命に関わる事や金品に係る部分も同一レベルであるという認識でよろしいのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>まず根本として、いじめの防止推進委員会の設置そのものが保護者と子どもの為に作られていると考えております。当然これ以前の段階で学校や教育委員会での対応や指導があります。その段階でなんとか収まったりするものについては、ある意味そこで解決となるかと思えます。いじめという事だけ取り上げるともの凄いい数になりますので全てについてこういった形で対応出来るわけではありませんが、その中でどうしても保護者としても解決に至っていない、学校が見ても明らかに通常考えられるような事態ではないと判断をした時に動き出すということになります。ある意味で、学校にとっても被害者にとってもセーフティネットであると考えております。ですので、3点目のような内容が出てくるのだらうと思えます。</p> <p>学校でも市でも十分に対応を取ったつもりであっても保護者が納得しない、子どもが納得しないという場合にはここに申し出る事が出来ますという明らかに保護者や子どもの側に立ったシステムであると考えております。これを常には行えませんので、その前には学校や教育委員会の十分な対応があると考えております。</p>
教育委員長	<p>他に何かございますか。他に質疑も無いようですので本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第1号「御殿場市いじめ問</p>

	<p>題対策連絡協議会設置条例の制定について」及び御教議第2号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会設置条例の制定について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第3号「平成26年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会議といたしますので、関係者以外は退席をお願いします。</p>
(秘密会)	
教育委員長	<p>それでは、説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>ただ今議題となりました御教議第3号について内容説明をいたします。議案書の21ページをご覧ください。最初に議案の朗読をいたします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回認定のご審議をお願いしますのは、平成26年度就学援助の申し出がありました3人で、いずれも新規の申し出であります。具体的な内容につきましては担当者から説明いたしますが、認定理由としましては準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者1人、保護者の職業が不安定な者2人となっております。提案にあたりましては学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
学校教育課 課長補佐	<p>それでは内容についてご説明申し上げます。御教議第3号関係資料をご覧ください。今回の申請は小学生2人、中学生1人の計3人でございます。資料は1ページが申請者一覧表、3ページから16ページまでが申出書と所得関係等資料、17ページが生活保護費等計算書となっております。</p> <p>内容説明は申請者一覧表で順次ご説明申し上げます。</p> <p>(内容説明)</p> <p>以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員長	<p>他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第3号「平成26年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>それでは秘密会を解き会議を続行します。</p>

	他に何かございますか。
教育委員長	他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育員会 1 月定例会を閉会といたします。
会議録署名人	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">2 番委員 _____</p> <p style="text-align: right;">3 番委員 _____</p>